

もし、あなたが市税を滞納してしまうと…

納税は国民の義務です

税は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。福祉や教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、非常に大切な財源です。

市税を滞納することは、納期内に納付している大多数の市民との公平性を欠くこととなります。また、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすことにもなります。

市は、税の公平性を保つとともに、納期内納付をされている市民の方のためにも毅然とした態度で、滞納処分(財産の差押えなど)に取り組んでいます。

.....



滞納処分に関するよくある質問Q&A

Q1. 事前に連絡もなく、預金を差押えされました。いつ差押えするか連絡はもらえないのですか？

A1. 税金は納期内に納付をするのが原則です。納期を過ぎても納付がない人には督促状を発送します。督促状発送日から10日を経過したときは差押えしなければならないと地方税法に明記されています。
また督促状以外にも、催告書などにより納付の催告を行っています。市からの通知は必ず開封し内容を確認してください。なお、「いつ差押えを執行します」と連絡することはありません。

Q2. 勤務先に給与照会がきました。プライバシーの侵害ではないですか？

A2. 税金を滞納している人に対しては、国税徴収法に基づいて、市は全ての財産について調査する権限を持っています。調査を受けた勤務先・金融機関などはその調査に協力しなければならず、個人情報保護法に触れることはありません。

Q3. 分割納付しているのに、給与を差押えされました。なぜですか？

A3. 分割納付は、やむを得ない事情により納期内に納付が難しい人への一時的な措置です。財産を調査した結果、納付する資力が十分であると判断した場合、給与の差押えや預貯金の差押え、生命保険の差押えなどを執行することがあります。

Q4. 住宅ローンがあって納付できません。どうしたらよいのでしょうか？

A4. 納税は国民の義務であり、税金はすべての債務に優先することが地方税法に定められています。住宅ローンがあるため納付できないというのは理由になりません。

納付が困難な人は、放置せずに早めの相談を！

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情により市税の納期内の納付が困難な場合は、ひとりで悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。

地方税法に基づき、一部市税の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。



税務延長窓口

市役所本庁の税務課では、下記のとおり延長窓口を開設しています。

開設日…

毎週月曜日(祝日・12月29日～1月3日を除く)

開設時間…

午後5時15分～7時00分

取扱業務…

- ・市税等の収納、納税相談
- ・市税に関する証明書の交付



新型コロナウイルスの影響による徴収猶予の特例制度のご案内

新型コロナウイルスの影響により納付が困難な方は徴収猶予の「特例制度」をご利用ください。

【制度概要】

新型コロナウイルスの影響により給与・事業などに係る収入に相当の減少があった方は、1年間、市税の徴収の猶予を受けることができる特例制度が地方税法に設けられました。

担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

※猶予期間内における途中での納付や分割納付など、状況に応じて計画的に納付することも可能です

【対象となる方】

次のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者(個人法人の別、規模は問わず)が対象です。

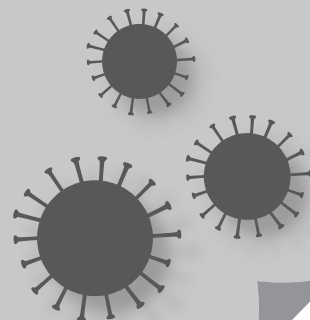
- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、給与・事業などに係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること
- ②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること

【対象となる税目】

令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期が到来する市県民税、法人市民税、軽自動車税、固定資産税、入湯税、国民健康保険税が対象です。

【申請手続き等】

各納期内に申請が必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください。税務課徴収係までお問い合わせください。



問合せ・くわしくは 税務課 徴収係 ☎21-5103